

〔戦国の歴史に学ぶ〕

約束したことを 守ってもらおう方法 (契約書作成のメリット)

弁護士
岩田尚之
岐阜商工会議所専門家研究会
ぎふ専研

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

1 浅井長政の離反 (金ヶ崎の退き口) 姉川の戦い

1570年(永祿13年(元亀元年))4月20日早朝、信長は、3万の軍を率いて京を出陣した。若狭の武藤友益の討伐は口実に過ぎない。

信長の真の目的は、朝倉義景が治める越前への侵攻である。

同年4月25日、信長は、朝倉の将である寺田采女正が守る手筒山城に猛攻をかけて1日で落とすと、翌日には、朝倉義景の従兄弟である朝倉景恒が守る金ヶ崎城を開城させ、たった2日で敦賀郡全域を占領した。

金ヶ崎城から先、木ノ芽峠を越えれば朝倉義景を追い詰めることができる。

そう確信した信長に不吉な情報もたらされた。同盟関係にあった義弟浅井長政が離反し、朝倉方になったというのである。

始めは信じなかった信長であったが、同じ情報が次々に入ってくるため、事実と認めざるを得なくなっていた(浅井長政に嫁いだ妹のお市の方から、両端を紐で結んだ小豆袋が届いたとの逸話もこの時である)。

このままでは、越前の朝倉義景と北近江の浅井長政から挟撃を受け、袋の鼠となってしまう。そう判断した信長は撤退を決



意。木下秀吉、明智光秀らを退却戦の殿軍とし、信長自身は、京へ逃げ帰ったのである。京に辿り着いたときの信長の供は、僅か10名程度であったという。この時、金ヶ崎に残された木下秀吉、明智光秀らの殿軍は、

高い統率力で朝倉軍に追撃の際を与えず、退却時の損害を最小限に食い止めた。これが世に言う金ヶ崎の退き口である。

その後、岐阜へと戻り、軍勢を立て直した信長は、姉川の戦いで朝倉・浅井軍に勝利。そこから三年に亘る戦いの末、1573年(元亀4年(天正元年))8月20日に朝倉義景を、9月1日に浅井長政を討ち取り、遂には両家を滅亡へと追い込んだのである。

2 約束したことを守ってもらう方法 (契約書作成のメリット)

織田信長は、朝倉義景を追い詰める絶好の機会に、浅井長政に同盟の約束を破られ、一転、窮地に追い込まれてしまいました。

この点、現代でも、取引の相手方が約束したことを守らないということが考えられないわけではありません。

しかし、口約束であり、約束した内容が文書として残されていない場合「そんな約束をしていない」と言われると「取引の相手方が約束を守らなかつ

た」という事実を証明することすら難しくなります。

他方、約束した内容を書面で残しておく、すなわち契約書を作成しておく、約束した内容が明確になりますし、さらには、万が一、紛争となった場合にも証拠として残ることとなります。

そのため、取引の相手方としては「文書で残っている以上は、契約の内容を守らなければいけない」と考え、口約束よりも慎重に対応するようになります。

これらが契約書を作成することのメリットです。

もっとも、契約書までは必要ない、もしくは契約書の作成を相手方に頼めないという場合もあるとは思いますが。

ただ、その場合でも、契約の内容を書面に残しておくことは重要です。

例えば、発注書(注文依頼文書)と請書(承諾文書)というような形で契約の内容を書面に残すのも良いでしょう。

この機会に、他社との契約について、契約書(発注書、請書)等の書面の作成や、現在使用している契約書(発注書、請書)等の書面のチェックを専門家に相談してみたいかがでしょうか。

今回のまとめ ~契約書作成のメリット~

- ① 約束した内容が明確になる。
- ② 証拠として残る。
- ③ 口約束よりも慎重な対応になる。

* 史実は諸説があります。本文とは異なる説もありますのでご了承ください。

弁護士
岩田尚之 氏

●プロフィール
(イワタ ナオユキ)
堀部俊治法律事務所所属。民事事件、家事事件全般を取り扱うが、事業者に関する業務としては、売掛金・請負代金等の回収、契約書の作成、労働問題、相続問題などを取り扱っている。